弘前市介護予防・日常生活支援総合事業にかかる指定事業者の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の指定事業者の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定事業者の指定、更新及び事業の開始）

第３条　指定事業者の指定は、法第１１５条の４５の５に定めるところによって、指定を受けようとする者の申請により、事業の種類及び事業所ごとに行う。

２　前項の指定に関する基準は、介護保険法施行規則第１４０条の６３の６の基準によるものとする。

３　第１項の指定の有効期間は、指定のときから６年とする。指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

４　第１項の指定を受けようとする者は、総合事業を開始する２か月前までに弘前市介護予防・日常生活支援総合事業指定（更新）申請書（様式第１号）を市長へ届け出なければならない。

５　平成３１年４月１日以降に第１項の指定のうち訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定事業者の指定を受けた事業所が、生活支援サービス又は生きがい型デイサービス及び通所型サービスＣの指定事業者の指定を受けようとする場合は、そのサービスを開始する２か月前までに弘前市介護予防・日常生活支援総合事業指定（更新）申請書（様式第１号）を市長へ届け出なければならない。

６　前項の指定期間は、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定事業者の指定の有効期間の満了日までの期間とする。

７　第１項の指定を受けている者は、指定の更新を受けようとするときは指定の有効期間満了日の３か月前までに弘前市介護予防・日常生活支援総合事業指定（更新）申請書（様式第１号）を市長へ届け出なければならない。

８　市長は、第４項、第５項及び第７項の届出があったときは速やかに内容を審査し、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業指定通知書（様式第２号）を交付する。

（みなし事業所）

第４条　平成３１年３月３１日時点で訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定事業者の指定を受けている事業所については、生活支援サービス又は生きがい型デイサービス及び通所型サービスＣの指定事業者の指定を受けているものとみなす。

２　前項の指定期間は、訪問介護相当サービス又は通所介護相当サービスの指定事業者の指定の有効期間の満了日までの期間とする。

（変更の届出）

第５条　指定事業者は、次に掲げる事項に変更があったときは、１０日以内に、変更届出書（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

（１）事業者（事業者の所在地以外の場所に、指定の申請に係る事業の一部を行う施設がある場合は、当該施設を含む。）の名称及び所在地

（２）申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、住所及び職名

（３）管理者

（４）事業者の定款、条例等（総合事業に関するものに限る。）

（５）施設の構造、設備（総合事業に関するものに限る。）

（６）第１号事業支給費の請求に関する事項

２　前項の各号に掲げる事項以外で変更があったときは、当該年度の３月３１日までに、変更届出書（様式第３号）により、市長に届け出なければならない。

（事業の廃止、休止又は再開の届出及び便宜の提供）

第６条　指定事業者は、指定を受けているサービスの事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、その廃止、休止の日の１か月前まで（再開する場合は、再開の日から１０日以内）に、弘前市介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書（様式第４号）により、市長へ届け出なければならない。

２　指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前１か月以内に当該事業所においてサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き従前のサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう地域包括支援センター、他のサービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

（指定の拒否）

第７条　指定事業所の指定については、この要綱に規定した基準を満たした事業所であっても、当該事業所に係る指定事業所の指定を行うことにより、弘前市介護保険事業計画において見込んだ地域支援事業に係るサービス計画量を超過する場合や地域支援計画の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業所に係る指定事業者の指定をしないことができる。

（事業受託者）

第８条　弘前市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成２８年弘前市告示第４９５号）第５条第１項第２号の規定により総合事業の委託を受けた者（以下「事業受託者」という。）は、総合事業の実施に係る経費を他の事業に係る経費と明確に区分し、会計処理を行わなければならない。

２　事業受託者は、サービス状況を明らかにできる書類のほか、経理に関する帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

３　委託に関して必要な事項は、別に委託契約で定める。

（衛生管理）

第９条　指定事業者又は事業受託者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めなければならない。

（秘密保持等）

第10条　総合事業に従事する者及び従事者であったものは、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（報告等）

第11条　市長は、第１号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、指定事業者に対し、法第１１５条の４５の７の規定による報告等を求めることができる。

（勧告、命令、公表等）

第12条　市長は、指定事業者が別に定める基準に従って事業を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、法第１１５条の４５の８の規定による勧告、命令、公表等を行うことができる。

２　市長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

（指定事業者の指定の取消等）

第13条　市長は、法第１１５条の４５の９の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消す、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部又は一部の効力を停止することができる。

（事故発生時の対応）

第14条　指定事業者又は事業受託者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援又は介護予防マネジメントを行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定事業者又は事業受託者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定事業者又は事業受託者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　次に掲げる事項については、この要綱の施行前においても、行うことができる。

（１）第３条第４項の規定による指定（更新）申請書の届出

（２）第３条第６項の規定による指定通知書の交付

（３）第５条第１項の規定による変更届出書の届出

（４）第６条第１項の規定による廃止・休止・再開届出書の届出

（５）第７条第１項の規定による指定の拒否

附　則

この要綱は、平成３１年１月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月８日から施行する。